

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

第1条（目的）

本規程は、医療法人敬歯会が開設する介護老人保健施設けいあいの郷西谷（以下「老健」という。）が行う指定訪問リハビリテーションおよび指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、利用者の心身機能の維持・回復および日常生活の自立支援を目的とする。

第2条（運営の方針）

利用者が可能な限り居宅で自立した生活を送れるよう支援する。

要介護状態の軽減・悪化防止を目指し、計画的にサービスを提供する。

利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者本位のサービス提供に努める。

地域との連携を重視し、包括的なサービス提供を行う。

第3条（事業の運営）

本事業は、事業所に所属する理学療法士等が直接提供し、外部委託は行わない。

第4条（事業所の名称および所在地）

名称：医療法人敬歯会 介護老人保健施設けいあいの郷西谷

所在地：神奈川県横浜市保土ヶ谷区 1018-2

第5条（職員体制）

職種	人数	職務内容
----	----	------

管理者 医師	常勤兼務 1 名	医学的管理・指示
--------	----------	----------

作業療法士等	常勤専任 1 名	業務管理・調整・訪問リハビリの実施
--------	----------	-------------------

第6条（営業日・営業時間）

営業日：月～金（祝日・12/29～1/3 除く）

営業時間：8:30～17:30

サービス提供時間：9:30～16:30

第7条（利用時間・回数）

居宅サービス計画書に基づき、個別に定める。

第8条（事業内容）

主治医の指示に基づき、訪問リハビリ計画を作成・説明・同意取得・交付。

理学療法士等は実施記録を作成する。

第9条（通常の実施地域）

保土ヶ谷区・旭区・緑区・神奈川区の一部地域。区域外は交通費を別途徴収。

第10条（利用料・交通費）

利用料は介護報酬告示に基づき算出。

区域外交通費：自動車 100 円/km、公共交通機関は実費。

事前に説明・同意を得る。

第11条（緊急時対応）

急変時は応急処置・主治医連絡・必要に応じて搬送。

事故発生時は関係機関へ連絡・対応。

賠償が必要な場合は速やかに対応。

第12条（苦情対応）

苦情には迅速・適切に対応し、必要な体制を整備する。

第13条（個人情報保護）

個人情報保護法および厚労省ガイドラインに基づき、適切に管理する。

第14条（虐待防止）

従業者研修の実施

苦情処理体制の整備

虐待が疑われる場合は市町村へ通報

第15条（従業者の研修・守秘義務）

初任研修（採用後2ヶ月）、年2回以上の業務研修を実施

従業者は業務上知り得た秘密を保持し、退職後も契約により保持義務を負う

第16条（感染症対策）

感染症発生時の訪問中止・代替支援の手順を定める

従業者に対する感染予防教育を実施し、衛生管理を徹底する

第17条（災害時対応）

地震・風水害等の災害時に備えた事業継続計画（BCP）を策定

利用者の安否確認・連絡体制を整備する

第 20 条（ハラスメント防止）

ハラスメント防止に関する方針を定め、相談窓口を設置する
研修を通じて従業員の意識向上を図る

第 21 条（倫理・法令遵守）

倫理的なサービス提供を基本とし、法令改正時には速やかに規程を見直す

附則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。